

それは憲法判例の湖
――憲法の鼓動が聞こえますか――

弁護士 市川 清文

今年、1月19日の朝日朝刊一面に、《無罪確定後 DNA型抹消命令》の見出しが躍っていた。前日の名古屋地裁判決が、無罪が確定した男性のDNAデータ抹消を国に命じたことを紹介したものだ。

なぜこの判決が全国紙一面に載ったのか。法律家なら理解できる。

法令や、その運用として行われている現行制度の是非が争われ、最高法規である憲法に照らして、その妥当性が判断されるという、極めて重要な法作用が発現された瞬間だったからである。

判決は、「公権力から指紋やDNA型などのデータをみだりに取得、利用されない自由」が憲法で保障されていることを指摘したと、記事は続く。憲法第13条を中心とする人権規定の湖に、またひとつ暖かく光る一滴が加わった気がした。

※

このように、憲法の条項にまで議論を遡らせなければ判断が付かない問題を扱った判例は、憲法判例と呼ばれる。

世の多くの訴訟は、法令等の範囲内で、これらが適法であり妥当であるという前提で闘われるが、憲法判例は、この法令等や、これに依拠した制度あるいは運用の適法性を疑うことから出発する。

法令等の「適法」性を疑うのであるから、それは上位法である憲法を基準としなければ判断できない。この問題に憲法はどう向かっているのか、憲法はどのように言っているのか。

それは、憲法の声を聴き、憲法の鼓動を感じ、憲法の熱と力を掴み取る道程である。

疑問が多様であればあるほど、疑いが深ければ深いほど、憲法は様々な顔を見せて様々に答えてくれる。

こうして、憲法制定後三四半世紀を経た今、憲法判例は量的にも質的にも豊かで揺るぎない指標を築きつつある。

※

つまり、憲法判例が生まれるには、現在の法的状況について、これで良いのかという疑問を持ち続ける姿勢が必要である。こんなことが日本国憲法の下で許されて良いのかという、憲法の思想と現実との間でキャッチボールできる憲法素養が大切ということになる。

裏から言えば、困っている人を助けるために、法令等の現行法制では助からないのなら、憲法ならどうだろうという、相談者の立場に立って諦めない、ある種のねばりが重要ということにもなる。

冒頭の名古屋地裁の事件も、無罪になったのにDNAという最高の個人情報を取られたままで泣き寝入りするしかないのかという、相談者の素朴な怒りと疑問に正面から答えようとした結果の快挙である。

ただし、いうまでもなく、現行制度と闘い、これを法的に破壊しようというのであるか

ら、その道程の厳しさは指摘するまでもない。法令等の枠内でものを考えることを常態とする裁判官に、これは憲法問題なのです、憲法に照らして判断してくださいと訴えること自体、容易ではない。弁護士費用や立証のための費用など、多くの事件で弁護士が経済的にも苦勞しているものと思われる。

しかし、そのようないくつものハードルを越えて、多くの憲法判例が生まれ、日本国憲法とその指針を巡る豊穡の湖があることを、一法曹として誇りに思う。これらは、法律家の立場で日本の歴史を作る作業を真摯に進めてきた多くの先人たちの成果である。

実際に判例を書いた裁判官はもちろんだが、やはり憲法判例は、これを仕掛け、まとめ、そそのかした弁護士なくしては語れない。これまでの憲法判例は、両者の共同作業の結実であって、どちらかが欠けても生まれなかった、いわば奇跡の子供たちである。

※

私が所属する自由法曹団は、「憲法判例をつくる」という本を20年以上前に出している。

団員たちは、日常の事件とは別に、現行制度の矛盾や欠陥についてもアンテナを張り、関連する事件に出会った際には、憲法に照らしてその違法性を追及する憲法訴訟に意識的に取り組んできた。

もちろんひとりの弁護士の力は微々たるものではあるが、意識的に憲法訴訟に取り組もうとしている集団の運動の中で、勝ち取った憲法判例の成果は大きい。

憲法25条を根拠に生活保護問題を闘った朝日訴訟や堀木訴訟。ビラまきの自由を根拠に道路交通法違反無罪を勝ち取った有楽町ビラまき事件。信教の自由が問題となった愛媛県靖国神社玉串料訴訟。入社時の思想調査が争われた三菱樹脂高野事件などなど。教科書に載っている事件も多い。

ただ、もとより、これらは憲法判例のごく一部である。自由法曹団とは別に闘われてきた数多くの憲法訴訟もあるはずである。実際には、この本で紹介されている何十倍、何百倍もの憲法判例があると思われる。それらの多くは、その都度の新聞などでも紹介され、日本国憲法に対する国民の意識や評価、シンパシーに結びついてきたものと思われる。

※

もとより、憲法は、憲法訴訟において指針となるだけでなく、国会における立法はもとより、日々の行政作用においても、判断の基準となる。憲法の規律を実現すべく多くの公務員が日々努力を傾けていることも確かだろう。それにもかかわらず、憲法に反した法的状況が生まれたときの安全弁、最後の救済手段が憲法訴訟ということになる。

このように、憲法は、日本の法的状況を全面的に支える極めて重要な存在であるにもかかわらず、その特殊な性格から、必ずしも国民に理解されてこなかった面があることも、事実である。

すなわち、日常生活では、法律の条項や行政による運用如何は国民生活のあれこれに直接かかわるが、他方でこれらの指導的地位にある憲法は、一步後ろに退いて、直接、国民生活の場面に顔を見せることがなかった。

その結果、多くの国民は、憲法がどのように頑張っているのか、どのように国民生活を守っているのかを知る機会がなく、その働きを理解することができなかったのである。憲法というと、何か特別な世界のこと、そういうのがあるらしいという、現実離れた、お

まけのような存在に見えてしまう原因が、そこにある。

法学部のカリキュラムですら、憲法は、民法や刑法などと並ぶ1教科であり、基本的には別教科として扱われている。民法を学ぶ際に、民法のこの制度は違憲ではないかという議論があるなどというような、横断的というか、立体的というか、法体系全体を俯瞰し貫徹する学習態度は、一般には取られていない。憲法訴訟に繋がるような視点をもった、より実践的な講座があればと思う。

つまり、多くの弁護士にとっても、憲法訴訟は縁遠い。

だとすると、ほとんどの国民にとって、憲法自体が縁遠く、その意味するところまで理解が届かないのも自然の成り行きである。いきつくところ、その存在価値が軽視されることが懸念される。

しかし、これは極めて危険な構造であるといわなければならない。

私たちの生活のあれこれが憲法に支えられていることを知らずに、安易に憲法の改正を認めてしまえば、私たちの生活は変わってしまう。変わってしまったからでは遅い。憲法を変えるということは、生活のここを変えるということですよというアナウンスを強め、憲法の意味するところを、ごく当たり前のこととして知らせていく取り組みが、極めて重要である。

※

そのひとつの試みとして、ウィキペディアのようなものの憲法版が実現できないかという夢をしている。

憲法は、憲法判例百選などに閉じ込められ、アーカイブされるべきものではなく、刻々と変わる憲法状況に応じて常に更新され、加筆され、そのダイナミズムを伝えられるべき生き物である。

直接憲法に触れた判例はもとより、そうでなくても憲法を意識した憲法の価値判断をした判例の紹介もあり得る。それらを、種々の観点から分類し、あるいは他の事件・事例とも結びつけて、様々に紹介するサイトがあれば、生きた憲法の現状を掴み取りやすいし、次のステップにつなげるための大きな力にもなり得る。

ウィキペディアが生まれ出ている現在では、旧来の判例集のような、第三者の編集選択作業などによるメディアの古くささ、使いにくさ、何よりも生き物の扱いに向かないシステムに縛られる意味も、必要もない。憲法訴訟を闘った者による、生きた、リアルタイムの報告を中心とした新たな憲法スペースが作られるべきと思うのである。

さらに何よりも、そこでは、これらの報告が現実世界に及ぼすであろう意味を、重要な議論の一つとして据え、提起する必要がある。

何がどう変わるのか。

それはその憲法判例の意味、つまり価値を語ることである。

これが理解されることが、憲法判例や、憲法自体の理解に繋がることは言うまでもない。そして、これこそが、私たちの生活における憲法の本当の意味の理解に繋がるものである。

憲法ウィキペディアを通じて、いつでも、誰でも、簡単にアクセスしてこれを見ることができるようになる。

それは、憲法が、どのように私たちの生活に繋がっているのか、生活の向上の武器になるのかという視点と共に、今ある矛盾や困難が、憲法の視点から闘うことができる問題な

のではないかという問題意識の醸成にも繋がる。

※

夢想は始まったばかりである。実現した世界を漠然と想像するばかりである。

冒頭のDNA型抹消訴訟判決は、憲法第13条が根拠とされる。

同条は、「すべて国民は個人として尊重される」と規定し、個人の尊厳、個性、多様性、自己決定権などを基本的人権の中心に位置づけ、個人が個人として尊重されることを規定する。DNA型などの個人情報の保護は、正にここから導かれる。

他方で、自民党の憲法改正草案では、この「個人」が、「人」に変わってしまっている。「人として尊重される」と。同党の解説では、意味は変わらないとしているが、どうだろうか。たとえば、冒頭のDNA型訴訟では、どうなるのか。

具体的な問題を前にすると、憲法の一見抽象的に見える問題も、その意味が理解できたりする。だからこそ、具体的な問題を取り上げた多くの憲法訴訟を紹介することは、憲法自体を紹介することに繋がるのである。

そして、憲法の意味するところやその作用を理解した人々は、決して憲法を安易には相手方に差し出さないだろうと思われる。なぜなら憲法こそが、自分を守ってくれていることを知ってしまったのだから。

※

さて、冒頭に戻る。冒頭の判決では、原告から取得したそのDNA型の抹消を国に命じたとされるが、この抹消自体も、実はその確認は容易ではない。デジタル社会では、データは、寸分違わぬ状態でコピー容易であり、重要な情報であればあるほど、必ずバックアップ、すなわちコピーが取られている筈である。とすると、メインメディアから削除されたからと言って、バックアップまで削除されたかどうかは分からないこととなる。折角のすばらしい判決を獲得しても、この判決の趣旨が実現するかどうか分からない状態にあると言っても過言ではないのである。

つまり、本件のような情報管理に関する問題を前にすると、コピーという、技術的には誰もが可能なイロハの作業が、管理上は極めて重要なものであることになる。

とすると、将来的には、このコピーやバックアップなどの基本的な動作についても、データ管理上の制約を課し、これに違反することが犯罪であるというようなコンセンサスが必要ということになる。

デジタルデータは、バックアップ自体も制約してはじめて管理が現実的に可能になるという、デジタル社会の宿命を踏まえた、新たな法規制への道のりである。

憲法判例と呼ぶかどうかは別として、憲法の理念を実現するための様々な工夫や応用が、憲法をさらに豊かにしていくことは疑いない。

終